

## 藤枝市屋根の耐風改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、強風や地震に対する建築物の屋根被害の軽減及び安全性確保・向上を図るため、住宅の屋根の耐風改修事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内にある瓦葺屋根を有する一戸建ての住宅又は長屋(これらのうち、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。))をいう。
- (2) 耐風診断 かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士、瓦屋根診断技士、その他これらに準ずる技能を有すると市長が認めたものをして、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定(以下「告示基準」という。)への適合を確認すること。
- (3) 屋根の耐風改修事業 耐風診断により告示基準を満たさない瓦葺屋根を、強風に対して安全な構造となるよう住宅の瓦葺屋根を改修する事業をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の対象及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

(交付の条件)

第6条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額の変更申請を行わない場合で、次に掲げる変更は、その限りではない。
  - ア 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更
  - イ 補助対象経費を構成する費目の額の変更で、変更に係るいずれの費目も、その変更の額が20パーセント以内の変更
- (2) 事業を廃止し、又は中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告（第3号様式）して、その指示（第4号様式）を受けなければならないこと。

（変更承認）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」をいう。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（第5号様式）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更の承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助事業の廃止又は中止）

第8条 補助事業者は、補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、廃止（中止）届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第8号様式）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又

は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分がある場合には、それら控除できる部分の合計額に補助率(補助金所要額を補助対象経費で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)を補助金所要額から減じて得た額を、補助金の交付申請額としなければならない。ただし、補助金の交付申請の時点において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになっていない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、第5条の規定による交付の決定を受けた後に、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前項の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して第7条の規定による変更承認申請書を提出し市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第9条の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならない。

(1) 補助事業を実施した年(法人にあっては事業年度)の消費税及び地方消

費税の確定申告書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和4年4月1日藤枝市告示第96号）

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象	補 助 額
屋根の耐風改修事業に要する経費と対象となる屋根改修に係る屋根面積に24,000円/m <sup>2</sup> を乗じた額又は2,400,000円とを比較して、いずれか少ない額	屋根の耐風改修事業に要する経費の23%以内の額とする。